

国民体育大会山形県予選会
兼東北総合体育大会山形県予選会における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和3年5月14日
公益財団法人山形県スポーツ協会

1 本ガイドラインの目的、対象範囲と基本的な考え方

(1) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、国民体育大会山形県予選会兼東北総合体育大会山形県予選会（以下「大会」という。）に参加するすべての者（以下「参加者」という。）の感染リスクを極力抑えるとともに、大会による感染拡大を回避することを目的とする。

(2) 本ガイドラインの対象範囲は、下記ア～ウに示す参加者とする。

- ア 選手、監督、チームスタッフ（以下「選手・監督等」という。）
- イ 競技会運営者（大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、等）
- ウ 報道関係者

(3) 基本的な考え方

- ア 大会運営は、県及び会場地市町、並びに会場施設の感染症対策を遵守して行う。
- イ 競技を実施する際は、中央競技団体が策定する競技別ガイドラインを適用する。
- ウ 大会は原則として無観客とする。ただし、特別な場合は山形県スポーツ協会（以下「本協会」という。）と協議する。
- エ 参加者は、大会 14 日前から大会当日まで体温及び健康状態をチェックし、その記録用紙（以下「健康チェックシート」という。）を競技団体に提出する。

【健康チェックシート（P 5 <様式例>参照）の活用について】

期間	参加予定者	競技団体	実行委員会
大会前	14 日間の体温、健康状態を記録	参加者へ健康チェックシートの提出依頼	健康チェックシートの様式をHPに掲載
大会期間中	当日の体温、健康状態の記録	健康チェックシートの内容確認	参加者の状況について競技団体と確認
大会後	大会後 14 日間の健康状態を記録	健康チェックシートの保管（1 か月程度）	状況に応じて健康チェックシートの確認

オ 大会の開催可否は、本協会が県及び競技団体と協議のうえ、判断する。

なお、自治体の首長から県民に対して新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止の取組みについて要請等がある場合は、これに沿って判断する。

カ 大会を延期する場合、競技団体は大会日程や競技方法の変更を本協会と協議するとともに、競技団体から参加者に周知する。

キ 大会を中止する場合、競技団体は代替選考方法を本協会と協議するとともに、競技団体から参加者に周知する。

2 感染拡大防止対策の概要

(1) 全般的な事項

- ア 競技団体は、感染拡大防止のため参加者が遵守すべき事項を事前に周知し、大会中は会場施設の適切な場所に掲示するとともに、施設内を定期的に巡回する。
- イ 競技団体は、参加者に健康チェックシートを提出させるとともに、大会終了後、1か月程度保管する。
- ウ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された参加者は、速やかに保健所及び競技団体へ報告する。
- エ 競技団体は、参加者から感染の報告を受けた場合、その後の対応について保健所と相談し、その指示に従う。また、その内容について本協会に報告する。
- オ 本協会は、競技団体からの報告を受け、必要に応じてその概要を公表する。

(2) 参加者への対応

ア 体調の確認

競技団体は、健康チェックシートを用いて、参加者に健康管理を徹底させる。

なお、参加者の大会参加の可否判断は、日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」に基づき、下記の内容を定める。

(ア) 大会開催期間中に感染疑いの症状がある者が発生した場合の対応

- a 感染疑いの症状がある選手・監督等が所属するチームは、参加できない。
- b 感染疑いの症状がある競技会運営者、報道関係者は参加できない。
- c 上記に該当する軽症者は、各所属の責任において原則速やかに帰宅させる。

(イ) 大会開催2週間前から大会参加までに、感染疑い者(疑わしき症状がありPCR検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者)が発生した場合の対応

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑いの症状が発生していた場合、原則当該者は参加を辞退する。また、所属先は派遣を取り消す。

ただし、次の両方の条件を満たしている場合、大会出場を認めても構わない。

- a 感染疑いの症状が発生した後、少なくとも8日が経過している(発症日を0日として8日間のこと)。
- b 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後、少なくとも3日が経過している(3日が経過している:解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと)。

イ マスクの準備と着用の徹底

競技団体は、参加者に対してマスクの準備を事前に周知するとともに、会場施設でのマスクの着用を指導する。

また、競技中のマスク着用は競技別ガイドラインや各競技規則等によるが、試合観戦、着替え、表彰式等の競技を行っていないときは、必ずマスクを着用させる。

なお、マスクを着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知する。

(3) 競技団体が準備すべき事項

ア 手洗い場所

競技団体は、参加者が大会期間中に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保する。

(ア) 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。

(イ) 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする。

(ウ) 手洗い等が難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。

イ 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられるため、競技団体は参加者にマスク着用を徹底させるとともに、更衣室や一時的な休息のための休憩スペース、選手の招集所等について、以下の内容に配慮する。

(ア) 参加者が密にならないよう、十分な空間を確保する。

(イ) 十分な空間であっても、使用時間の制限や一度に入室する人数の制限等の措置を講じる。

(ウ) 複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、いす等）については、可能な限り消毒する。

(エ) 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。

ウ 洗面所（トイレ）

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。競技団体は、洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理する。

(ア) 多くの人に触れると考えられる場所（ドアノブ、レバー等）については、可能な限り消毒する。

(イ) トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示する。

(ウ) 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする。

(エ) 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。

エ 飲食等について

競技団体は、参加者が飲食をする際について、以下に配慮する。

- (ア) 飲食場所を指定し、対面を避けて周囲と十分に距離を取るよう指導する。
- (イ) 飲食の際は極力会話をしないよう指導し、会話をする際はマスクを着用するよう徹底させる。
- (ウ) 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒等の声掛けをする。
- (エ) 飲料は、ペットボトル・ビン・缶や個人用ボトル、使い捨てコップを使用し、容器を共有させない。飲みきれなかった飲料等を指定場所以外に捨てさせない。

オ 大会会場

大会を屋内で実施する場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。定期的に窓を開け、外気を取り入れる等の換気を行う。

カ ゴミの管理

参加者にゴミの持ち帰りを徹底させるとともに、その内容を周知する。

(4) 参加者が留意する事項

競技団体は、参加者に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底する。

なお、発熱や、軽度でも咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう事前に周知するとともに、会場施設でも貼紙等で注意を促す。

- ア 会場施設では、常にマスク着用をする。
- イ 3つの密を避けるため、競技中以外は周囲と距離（できるだけ2 mを目安、最低1 m）を開け、競技団体と施設が定めた措置の遵守や、感染防止対策の指示に従う。
- ウ 観戦中は大きな声での会話や声援は行わず、拍手での応援のみとする。
- エ 選手・監督等は、競技中に唾や痰を吐くことは行わない。
- オ タオルは共有しない。

(5) その他

- ア 宿泊に関しては、宿泊施設の定めるガイドラインに従う。
- イ この他、競技団体ごとに定める内容は、本ガイドライン及び各中央競技団体が競技特性に応じて競技別に作成したガイドラインを参考にして作成する。

